

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 24 分  
場所 富山県防災危機管理センター 2 階中会議室

## 2 出席委員

網谷繁彦、鷺北英司、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、  
佐藤建明、塩谷俊之、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、  
三國嘉彦、村上 憲  
（欠席委員：園 尚人）

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第 1 項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

大西眞彦、塩谷俊之

## 6 県職員

水産漁港課：荒木参事、飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）、角技師

## 7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

## 8 付議事項（議題）

- （1） 富山海区漁場計画の変更（素案）に係る利害関係人からの意見募集の  
結果について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 1 により「富山海区漁場計画の変更  
（素案）に係る利害関係人からの意見募集の結果について」説明された。

朝日町漁協及び魚津漁協から新たな区画漁業権の設定の要望があり、区  
画漁業の漁場計画の変更（素案）について、ホームページで意見募集を行  
ったところ、意見は提出されなかった。郵送、FAX、電子メールにより令  
和 7 年 6 月 20 日（金）から令和 7 年 7 月 7 日（月）に意見募集したが、  
本件に対する意見の提出はなかった。意見についての検討結果としては、  
富山海区における区画漁業の漁場計画の変更は、素案の変更内容のとおり  
とし、区第 24 号の漁場の区域の緯度経度の表記が、素案では「度、分」  
となっていたものを、他と同様に「度、分、秒」としたい。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなかった。

(2) 富山海区漁場計画の変更について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、令和7年7月11日付け水漁第338号で知事から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更等について」説明された。

利害関係人等からの意見聴取については、議題1で説明した通りであるが、これ以外に、関係機関として港湾管理者や伏木海上保安部へも意見照会したところ、意見なしとの回答であった。これを受け、県では素案のとおり、区画漁業の漁場計画の変更案を作成した。変更案の概要としては、3件の区画漁業権を追加する内容となっている。区第24号は朝日町地先の藻類養殖業、区第25号及び区第26号は魚津市地先のかき垂下式養殖業となっており、いずれも存続期間は既存の漁業権の期間に合わせて令和10年8月31日までとなっており、団体漁業権として免許する予定としている。

県が漁場計画を変更するときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが漁業法に定められており、今回、委員会に諮問するもの。また、委員会は、漁場計画の変更について意見を述べようとするときは、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要があることから、公聴会を開催のうえ、次回開催の委員会で答申をいただきたい。

今後の予定としては、8月上旬に公聴会を開催して、委員会で答申をいただき、8月下旬に漁場計画の変更を公表し、免許予定日・免許申請日の公示を予定している。その後に、免許の手続きに進みたい。免許予定日は令和7年11月下旬を予定している。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

網谷会長：漁業権の漁業の名称として、「こんぶ養殖業」、「わかめ養殖業」といったものと、「藻類養殖業」といった表記があるが、今回要望されている「藻類養殖業」とは具体的にどのような海藻種の養殖を予定しているのか？

加藤主任：「藻類養殖業」とは、個別の対象種を固定しないもの。

前田事務局長：従来は、養殖する対象種を限定して個別の種類の名称を記載していたが、現在は、魚類であるとか、藻類といった複数種を含む形で漁業の名称とすることが可能となっている。このため、「藻類養殖業」では、ワカメやコンブなど様々な海藻の養殖が可能である。今回、新たに要望を受けている朝日町漁協からは、対象の海藻としてガゴメコンブを養殖したいと聞いている。

網谷会長：「こんぶ養殖業」と、ガゴメコンブ養殖では違いが生じるのか？

前田事務局長：従来免許されている「こんぶ養殖業」では、マコンブ養殖が行われていた。県東部で海藻養殖に新たに取り組みたいといった漁協からは、ガゴメコンブを養殖したいと聞いている。藻類養殖の中でもコンブ養殖、コンブの中でもガゴメコンブを養

殖したいと理解している。藻類養殖ということであれば、いずれの種類でも可能となる。

中村委員：「こんぶ養殖業」というのは、マコンブだけなのか。ガゴメコンブの養殖も可能なのか。

前田事務局長：可能である。

中村委員：「こんぶ養殖業」とは、「藻類養殖業」と同じなのか？

前田事務局長：「こんぶ養殖業」では、様々な種類のコンブの養殖が可能であり、「藻類養殖業」ではそれらに加えて、他のワカメ等の海藻の養殖が可能となる。

網谷会長：このタイミングで漁業権の要望が出てくるということは、今年度から養殖を実施したいということか？

前田事務局長：今回要望を頂いている朝日町漁協からは、海藻の養殖シーズンである秋には開始したいと聞いており、11月下旬には免許を出せるスケジュールを想定している。

網谷会長：ほかの漁協でもガゴメコンブ養殖の考えているところがあるようだが、それらについては、来年、再来年の秋からスタートできるスケジュールで検討いただくということで、それぞれの漁協にお伝えいただきたい。

このほか、委員からの質問等は無く、県からの諮問について、議題3で開催日時を審議する「公聴会」の後に引き続いて開催される次回の委員会において「答申」することで「異議なし」とされた。

### (3) 公聴会の開催日時について（協議）

委員会事務局の加藤主任から、資料3により「公聴会の開催日時について」説明された。

漁業法では、海区漁業調整委員会は、県が作成した海区漁場計画の案に意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないことから、公聴会の開催日時を決めていただきたい。手続規程に従い、県報に登載するとともに、委員会のホームページに掲載して公示する。また、意見を述べようとする者には、予め発言内容を文書で提出してもらうこととしたい。

開催日時として、事務局からは8月4日もしくは6日のいずれかとし、森林水産会館での開催を提案する。内容は、議題2で説明したものである。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：公聴会には、委員全員が出席するのをお聞きしたい。

前田事務局長：全員出席である。

大野委員：そうすると、個人的には8月6日の開催を希望したい。

田中委員：漁の関係でしばらく不在にする可能性があるので、また、前もってご連絡させていただく。

このほか、委員からの意見や質問等は無く、公聴会の開催日程について、

8月6日（水）13:30 から開催することで決議された。

（4） 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について  
（報告）

委員会事務局の前田事務局長から、資料4により「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要」について説明された。

令和7年5月12日に山口市で通常総会が開催され、網谷会長と前田事務局長が出席した。出席者は来賓5名、委員55名、事務局職員61名であった。

議題としては、第1号議案として令和6年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について審議され、案のとおり承認された。第2号議案として令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について審議され、案のとおり承認された。なお、石川県は地震の甚大な被害のため、令和7年度の会費が免除される。

第3号議案として協議事項（中央要望活動）について審議され、

I～Ⅶの大項目ごとに、変更点を中心に説明があった。新規項目は2点であった（事務局職員の資質向上について、クロマグロによるいか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発）。I海区漁業調整委員会制度については、事務局職員も頻繁に異動することから、新たな職員の資質向上に向けた内容が追加された。Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理については、以下の変更があった。

1 ①ア 今回の増枠を踏まえ、引き続き国際会議で議論をリードし、漁獲枠拡大に取り組むことを追記

1 ②イ 漁獲枠の配分に係る協議会へ都道府県の沿岸漁業者の参加を求めることを追記。

1 ②エ 留保枠からの配分について、可能な限り早期の配分を求める内容を追記。

1 ③ア 沿岸くろまぐろ漁業について、新規承認の実現と維持を求めることを追記。

2 ②イ クロマグロ資源の回復によるイカ資源への影響評価を行い、いか釣り漁業への被害低減への技術開発を求める内容を追記。

V 漁業法改正後の制度運用については、2 ② TAC 対象魚種追加について、ステップアップ期間に丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得たうえで進めることが追記された。

第4号議案では次期通常総会の開催地について、第62回総会は東京都で開催されることが決議された（3年ごとに地方で開催）。第5号議案では新役員が選出され（任期は4年間）、会長は山口県日本海海区で、事務局も福島県から山口県へ移行した。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

田中委員：資料21ページに、いか釣り漁具被害対策の項目がある。何か具体的な計画はあるのか？富山県でいか釣りをやっているのは自分だけになってしまったが、マグロが掛かるとイカ釣りの仕掛け

を切られてしまい、被害を受けている。漁獲は惨憺たる状況である。

前田事務局長：全国各地のいか釣り漁業者の声、要望が上げられ、この要望に反映されている。国主導でクロマグロの資源回復に向けた規制が実施され、その影響で増えたクロマグロが被害をもたらしているということで、国に対して対策するよう、働きかけを行っている。これに対して、国で具体的な対策があるというのは把握していないが、本要望は水産庁の幹部にも伝えられるものであり、国の方で検討されるものと思う。

網谷会長：石川県のいか釣り船団等からの要望が数年前から出ているが、国から回答はないと記憶している。富山県からの要望として出すことは可能である。

網谷会長：要望を追加することは可能か？

前田事務局長：来年度の要望については、各海区に内容の照会があるので、それに反映させるように要望を上げることは可能である。

田中委員：いつぐらいのタイミングか？

前田事務局長：秋（10月、11月）に日本海ブロックの会議があり、そこで各県から要望が上げられるので、それに向けて、具体的な要望をお伝えいただければと思う。

網谷会長：27ページのTAC対象種追加の慎重な議論に関し、もうすぐベニズワイガニがTACの対象になると聞いているが、能登半島地震により漁獲量が落ち込んでいる点が気になっている。TACの配分量の設定については、直近の漁獲実績が影響するはずである。この点を国に考慮してもらう必要があるのではないか？関係者と話をして欲しい。また、大臣許可漁業では漁獲量が減少し、知事許可漁業とは動向が異なることから、TACの設定は別に行われるべきと思う。

飯田副主幹：大臣許可漁業と知事許可漁業では、TACは別々に管理されることが決まっており、今年の9月からベニズワイガニのTAC管理がスタートする。今月にも、水産庁と県内関係漁業者の話し合いが行われる予定があり、ご指摘の地震の影響について考慮するように伝えてまいりたい。

網谷会長：地震の影響をどのように伝えるかについて、また県の方でも考えていただきたい。

（５） その他  
意見はなかった。

（６） 次回委員会

次回の委員会は、令和7年8月6日（水）13:30より開催する公聴会が終了した後、開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月11日

議長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_